

# 総務委員会会議録

令和元年12月17日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 15:03

## 【 案 件 】

1. 議案第129号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
2. 議案第143号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
3. 議案第144号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
5. 議案第146号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第147号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第149号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第150号 変更契約の締結(庄内温泉筑豊ハイツ再整備(本館解体・新施設建設)工事)
9. 議案第152号 土地の処分(大分小学校跡地)
10. 議案第161号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)
11. 議案第165号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)
12. 議案第166号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
13. 議案第167号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)
14. 議案第168号 令和元年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
15. 議案第169号 令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
16. 議案第170号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
17. 議案第171号 令和元年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
18. 議案第172号 令和元年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
19. 議案第173号 令和元年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
20. 議案第174号 令和元年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
21. 議案第175号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
22. 議案第177号 契約の締結(飯塚市新地方卸売市場整備工事)

## 【 報告事項 】

1. 令和元年度飯塚市職員採用試験(10月実施)第3次試験実施状況について(人事課)
2. 土地明渡等請求事件の終了について(財産活用課)

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第129号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。  
執行部の補足説明を求めます。

### ○財政課長

「議案第129号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」の内容についてご説明いたします。

補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で1億4310万7千円を減額いたしまして、補正後の予算総額を702億6113万9千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページを記載いたしております。その主なものについてご説明いたします。

まず歳入でございますが、市税では、前期実績をもとに個人市民税、法人市民税及び固定資産税などが増額、市たばこ税などが減額と見込み、補正額を計上しております。地方特例交付金では、幼児教育無償化にかかる子ども・子育て支援臨時交付金分で2953万6千円を計上しております。既決予算と合わせまして幼児教育無償化の本年度の影響額としまして1億200万9千円を見込んでおります。地方交付税における普通交付税につきましては、交付額の確定により3億3909万2千円を増額しております。国庫支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業費の増減に伴い補正するものでございますが、そのうち、新規と記載しております地方創生推進交付金につきましては、既存事業の買物対策事業費補助金に対し、新たに交付されることが決定したものでございます。また、同じく新規と記載しております学校施設改善交付金（中学校費補助金）につきましては、追加交付の募集があり、二瀬中学校のトイレ改修事業が採択を受けたものでございます。

5ページをお願いいたします。県支出金につきましては、国庫支出金と同様に、歳出予算に計上しております対象事業費の増減に伴い補正するものでございますが、そのうち新規と記載しております高齢者等見守り検証事業費補助金につきましては、福岡県IoTを活用した高齢者等見守り機器・サービス導入検証モニター事業に応募し、採択されましたので、計上するものでございます。なお、認知症高齢者の徘徊対策としての効果を検証する歳出予算につきましては、検証期間を長くとるため、既決予算で対応することといたしております。繰入金では、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整で7億2495万円を減額するものでございます。市債につきましては、歳出予算に計上しております対象事業費の増減にあわせ補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。次に、歳出についてご説明いたします。一般会計・特別会計人件費総額は、退職や育児休業、病気休業などの理由により、当初予算と比較して8369万5千円を減額しております。総務費の低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業費では、当初予算編成時の見込みと比較し、対象者が減少しましたので補正するものでございます。民生費の障がい者福祉費では、前期の実績に基づいた給付件数見込の増などによる給付費の増額のほか、国・県負担金の返還金を計上するものでございます。児童措置費、私立保育所等保育措置事業費では、入所児童見込み数、国の公定価格の改正、幼児教育無償化の影響などにより、各施設型給付費の増額などを補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。保育所費、保育所運営事業費の公立保育所運営事業費で保育備品費を補正しておりますが、待機児童解消のため、菰田保育所、庄内こども園において、既存の部屋の活用方法を変更することに伴う必要な備品を購入するものでございます。この変更により、受け入れ児童数は29名増加することといたしております。生活保護総務費、その他の生活保護費では、国庫負担金返還金を計上するものでございます。扶助費の生活保護扶助費では、前期の実績に基づき、各扶助費を減額するものでございます。商工費、商工業振興費、その他の商工業振興費の地域雇用活性化推進事業費では、飯塚地域雇用創造協議会を設置し、雇用の確保と人材育成を図るため、事業推進員の雇用、講習会や合同会社説明会などを国の受託事業として実施いたしますが、委託料が入金されるまでの間の運転資金として負担金を計上するものでございます。なお、この負担金は、国の委託料が支払われたのちに、納付金として返還してもらうこととなりますので、歳入でその予算を計上しております。

8ページをお願いいたします。土木費の公園費、公園施設管理事業費では、目尾炭坑跡地に隣接した土地を交換により取得するため、公園敷購入費を計上するものでございます。下水道費、浸水対策事業費では、秋松西地区の浸水被害を軽減するため、秋松西地区水路改修工事を計上するものでございます。教育費の中学校費の学校整備費、二瀬中学校大規模改造事業費では、国の交付金の追加交付が決定されたことに伴い、トイレ改修にかかる工事費などを計上するものでございます。幼稚園費、幼稚園教育振興事業費では、私立保育所と同様の理由により、施設型給付費などを補正するものでございます。文化財保護費、鹿毛馬神籠石保存整備事業費では、土地買収にかかる訴訟の終結したものについて、成功報酬として弁護士謝礼金を計上するものでございます。

保健体育施設管理費、保健体育施設管理運営事業費では、颯田地区の体育施設敷地内民有地を時効取得する着手金として、弁護士謝礼金を計上するものでございます。

9ページをお願いいたします。繰越明許費の補正につきましては、菰田交流センター整備事業ほか5件につきまして追加し、幸袋交流センター等整備工事測量設計委託料ほか1件について限度額を変更するものでございます。いずれも年度内の事業完了が見込めないため、繰越の必要額を補正するものでございます。債務負担行為の補正につきましては、健幸プラザ指定管理委託料ほか2件について、債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。

路線価格評定委託料ほか1件について、契約額が確定いたしましたので、限度額を変更するものでございます。公有財産購入費（土地開発公社委託分）に記載しております3件につきましては、土地開発公社の解散に伴い廃止するものでございます。

20ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

7ページ、扶助費がありましたね。この扶助費が減額、生活扶助費並びに住宅扶助費、教育、医療、この減額の意味というか、なぜ減額されたか。大きな効果、その点わかりましたら教えてください。

○生活支援課長

今回の補正の減額、約1億6千万円の減額の理由でございます。これは、平成31年度の当初予算は、平成30年の8月の実績を基に算出しております。今回の補正では、ことしの8月の実績を改めて反映させたもので算定したところでございますが、この1年間で、受給世帯で143件、受給者数312人、保護率にして2.1%の減少が見られております。これにより、年度当初より今年8月までに支出した扶助費では、前年度と比較しまして、扶助費で約5千万円、医療扶助で約1億2千万円、合わせまして1億7千万円の減額となっております。この減額が、今回の減額補正の一番の要因となっております。以上、簡単でございますが説明でございます。

○小幡委員

特に筑豊地区、飯塚を含めまして、生活保護者というのはかなり大きな多い地域でしょう。今回、生活保護世帯で143件、人数にして312人、減額ということは減ったということですよ。それは、どういった主な要因というか、こういうことで生活保護者が減りましたというのは、簡単な内訳わかりますか。

○生活支援課長

保護率低下の要因でございますけれども、保護率につきましては平成23年をピークに微減で推移しておりました。例年、おおむね350件から360件程度、保護廃止件数がございましたが、平成30年度は408件にものぼっております。これとともに、開始件数でございます

が、平成23年度に459件あったものが平成30年度は256件と、203件減少しております。いわゆる開始件数が廃止件数を大きく下回っております。これは、保護率の減少した理由でございますが、いわゆるその他世帯、これは稼働能力を有する世帯でございますけども、この世帯からの申請が、ピーク時の23年から平成30年度までに161件減少しております。これが保護率低下の要因と見られて、多少なりとも景気回復による雇用情勢の好転がこれに関連していると分析しております。また、廃止件数の増加の原因でございますが、廃止理由のトップは高齢者の死亡で、134件、約40%ございました。炭鉱閉山後の失業を機に生活保護を受給された方々の高齢化が顕著となり、この世代の方々がなくなることも非常に増加しております。あわせまして、就労支援事業の活用などにより、就労を開始し、収入が増加したことによる世帯の自立や、他法を活用することにより生活費が軽減したことによる自立廃止も増加しております。このようなことが重なったことがありまして、保護廃止件数の大幅な増加につながったものと分析しております。

○小幡委員

内容はわかりました。注目するところは、高齢者の生活保護世帯が自然減少したというのが大きな要因でしょうけども、他方、調査員をふやしたとか、こういった調査をしたとかという減らすに当たっての努力といえますか、今の体系はどのような状況で調査等をなさってるか、わかりましたら教えてください。

○生活支援課長

これを減少させるには、やはり保護者の自立支援というのが非常に重要かと思います。まず、うちには3名の就労支援員がおります。この3名が就労支援事業に上げる働ける能力を持った方々、所内に設置しましたハローワークを活用しまして、そして就労支援を行う。しかしながら、なかなか国の最低生活費、うちの筑豊地方の地場賃金となかなか合いませんで、最低生活費を超える収入を上げるという、生活保護で基準となる最低生活費を超える収入を上げるということはなかなか難しいところもございます。しかしながら、やはりある程度の収入を得るようになりますと、保護者自身も自分で自立廃止、辞退という形になりますけども、そのような形で廃止される方が最近は非常に多くなりました。それにあわせまして、他法の活用、たとえば長期入院してある方は自分で金銭管理をされませんので、病院のほうがお金を管理しております。そうすることによって、累積預貯金が非常にたまって、ある程度の生活ができるようになる。それとか、たくさん他法を使いますと、最低生活費が軽減されますので、自分の年金収入の中で生活のやりくりができると。そのようなふうに、各保護者一人一人の状況を詳細に調査することによって、適正な保護ができるようになりました関係上、最近非常に保護率が下がったというような状況もございます。

○小幡委員

ありがとうございます。結局、努力が実を結んだということでしょう。13万人口の飯塚市の扶助率って、かなり他自治体から比べると高いですね。ぜひ努力を今後ともよろしく願いたいと思います。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

採決いたします。「議案第129号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 16

再 開 10 : 18

委員会を再開いたします。

次に、「議案第143号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第143号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」の議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。議案第143号につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることで不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務から一律に排除する規定を設けている制度について、本市の条例で該当している文言を削除して整備するため提案するものでございます。

条文につきまして、要点をご説明いたします。第1条は、「飯塚市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」に係るものでありますが、地方公務員法の欠格条項の第1号が削除されたことにより、法第2号の条文が繰り上がる為整備するものでございます。

第2条は、「飯塚市職員の給与に関する条例」にかかるものでありますが、期末手当及び勤勉手当の欠格条項の第1号に該当する文言を削除するものでございます。

第3条、「飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」につきましても同様の該当する文言を削除するものであります。

6ページをお願いします。第4条は、「飯塚市職員等旅費条例」に係るものでありますが、欠格条項の第1号が削除されたことにより、法の条文が5号までであったものが4号までとなった為整備するものとなっております。

新旧対照表につきましては、7ページ以降に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、議案第143号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第143号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第144号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第144号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。「議案第144号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員の労働災害、通勤災害時の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準ずることとするための規定を新たに整備するための提案でございます。

新旧対照表につきましては、10ページ以降に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上簡単ではございますが、議案第144号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第144号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」について説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。「議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、昨年12月の人事院勧告による飯塚市職員の給与に関する条例の期末手当の支給率の改正を行った際に、本来は「飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例」及び「飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例」、「飯塚市企業管理者の給与に関する条例」においても、職員の支給率を読み替えておりますので、読み替え文言の改正を行わなければならなかったものですが、関連条項の確認不足により改正ができておりませんでした。

新旧対照表につきましては、13ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、議案第145号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長

「議案第146号 飯塚市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書の14ページをお願いいたします。今回改正いたします条例は、本市の非常勤特別職に支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める条例でございまして、選挙に従事する非常勤特別職の報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定されております基準額を参考といたしております。このたび当該基準額が改正されました

ので、本市における報酬額につきましても改定を行うものでございます。

それでは15ページをお願いいたします。新旧対照表にてご説明申し上げます。表の左側が新で右側が旧でございます。第2条関係の別表を改めるものでございます。まず、選挙長の欄をご覧くださいますと、報酬額を1万600円から1万800円に200円に引き上げ、同様に投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人の報酬額をそれぞれ200円、期日前投票所の投票立会人と開票立会人、及び選挙立会人の報酬額を早朝に100円引き上げるものでございます。最後に表の下に記載しております附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。以上、簡単ですが、議案第146号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第146号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第147号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第147号「飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案につきまして、補足説明をいたします。議案書の16ページをお願いいたします。

「議案第147号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の健康診断に伴う自己負担額について、現金での支払いによらず、給与から控除することを可能とするため、提出するものでございます。

新旧対照表につきましては、17ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、議案第147号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第147号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第149号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第149号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書21ページをお願いいたします。今回改正する条例につきましては、地方公務員法が一部改正されることに伴い、飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部

を改正するものでございます。今回の改正は、成年後見制度を利用していることを理由として、消防団員となることを一律に排除することがないよう、欠格条項から削除するものでございます。また、消防団員に対する報酬の支給方法について、支給日を毎年2回に分け、4月1日及び10月1日としていたものを4月及び10月に改めようとするものでございます。

22ページに新旧対照表を付けておりますが、説明につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第149号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第150号 変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

「議案第150号 変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」の補足説明をいたします。

議案書の23ページをお願いします。工事請負契約を変更する契約の締結につきましては、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものがあります。

庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事につきましては、原契約金額12億5128万8千円に1097万1400円を増額し、契約金額を12億6225万9400円とするものでございます。

本議案につきましては、9月の総務委員会において報告をさせていただいておりましたとおり、本年7月に、コテージ棟建設の基礎くい工事を実施中、地下約5メートル付近にある筑豊ハイツ周辺の雨水を処理する暗渠排水管の一部を損傷したことに伴うものでございます。当初、当該請負事業者は、転石と判断し、建築確認申請許可どおり支持地盤までの深さ10メートルまでのくい工事を進めましたが、その数日後、同箇所が円すい形に陥没したため、掘削調査を実施いたしましたところ、原因は当該くい工事による既存暗渠排水管を貫通させた損傷であったことが判明いたしました。

この地中障害および既存暗渠排水管の補修の発生により、工事内容に一部変更が生じ、契約金額を変更するものでございます。

次に、議案書24ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から4の受注者までにつきましては省略させていただきます。5の変更概要につきましてご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工事内容の一部変更に伴い、1097万1400円の増額となっております。また、工事内容の変更につきましては、くい工事の変更及び暗渠排水管補修工事となっております。

議案書の25ページをお願いいたします。工事内容の変更が生じた場所については、現筑豊ハイツ本館の南側駐車場のコテージ棟建設現場となっております。

議案書の26ページをお願いいたします。くい工事の変更図でございます。くいの本数は、



当初、1棟あたり6本、5棟で30本の打設としておりましたが、地中障害が発生した1棟については、中央、赤枠で囲んだ図のとおり、9本の打設が必要となり、5棟合計で33本に変更となっております。また、このことに伴い基礎の面積も51.62平方メートルから62.7平方メートルに変更となっております。

引き続き、追加で提出させていただきました筑豊ハイツ資料1をお願いいたします。暗渠排水管の復旧図でございます。

資料には、暗渠排水管の損傷個所の平面図、矢板仮設工、パイルを10本ほど打設しました復旧に係るA-A方向の断面図、また深さ約5メートル付近で損傷しましたB-B方向の断面図を示しております。

続きまして、筑豊ハイツ資料2をお願いいたします。変更契約に伴う増工額の内訳表でございます。

損傷した暗渠排水管については、布設の図面等もなく埋設不明管ではありましたが、補修の工事費につきましては、市と工事請負事業者とで契約内容に基づき協議を行い、双方負担額を決定いたしております。内容としましては、復旧作業中の安全管理として土どめを伴う仮設工部分の請負額A、507万2700円を市が負担し、損傷した暗渠管の補修に係る試掘調査、暗渠排水管補修工、下流ため池へ流出した土砂の撤去工部分のBの部分、326万3700円を事業者が負担することとしております。負担割合としては市が60.9%、事業者が39.1%となっております。

今回の増工額1097万1400円につきましては、暗渠排水管補修工の市の負担分Aの507万2700円及び暗渠排水管の布設が判明したことに伴うコテージ建設のくい工事・基礎工事変更分Cの589万8700円の合計額となっております。

補足説明の最後となりますが、負担割合につきましては、単に全体工事費から、6割、4割の負担割合を決定したのではなく、工事の種目別に双方の負担割合を協議した結果、地下不明管の損傷に対する復旧費を事業者負担とし、不明管の損傷を避けたといたしましても、今回同様の偏心による建築工事が必要であることから、コテージ棟の建築に係る工事費用を市の負担とすることを事業者と協議し、合意し、変更契約とするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第150号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○松延委員

今回の変更契約の締結、庄内温泉筑豊ハイツ再整備の件について、2、3お聞きさせていただきます。この筑豊ハイツの構築物につきましては、皆さんご承知のとおり、旧産炭地の勤労者の福祉を目的として、昭和48年に建設されております。この暗渠排水につきましては、山から高尾池までの暗渠排水ということで、造成時あるいはその前に施工されたと思っておりますので、昭和40年の半ばか、昭和46年、47年、その頃でしょうね。それで、だいぶ老朽化しているとは思っておりますが、ここは雇用促進事業団の持ち物でありましたので、これは、そのときの図面、要するに溜めます等については3カ所を確認できた。その延長線上であれば、今回の場合は、ある程度想定されたんじゃないかなと思っておりますが、このときの図面といいますか、暗渠排水の図面については、確認はできなかったのでしょうか。その点一つお聞きいたします。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今、委員さんおっしゃいましたとおり、図面等につきましてはの確認を行いましたところ、やはり、国から庄内町に引き継ぎました平成15年当時から、図面等の確認がどうしてもとれず、とりあえず、現場等の調査についても確認をとっております。

○松延委員

本会議で質疑がされておりましたが、確認がされなかったということで、詳細については市と施工業者の間で按分でもって工事されておりますけれども、契約の中での条項についてちょっと説明されましたけど、もしこういうことが起こった場合の契約条項はどうなってますか。その点を一つお願いいたします。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回のケースにつきまして、契約条項について確認しております。工事約款第24条では、請負代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定めるとの規定から、今回、双方の負担割合等について、工事業者と合意を図ることを協議した結果を、今回審査を受けております。

○松延委員

24条の契約条項によりまして、発注者と受注者が協議すると。今回の件につきましては、結果的には発注者というほうになってますね。それで、我が市にも法制担当の方がいらっしゃると思いますけども、庁舎内でそういうふうな結論を出されたのか、もしくは、私も経験上そういうふうになれば顧問弁護士等もいらっしゃると思いますので、そのところではっきりされた上で、今回の提案をされたほうがよかったかなと思っておりますけども、その経過はどんなふうでしょう。教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

飯塚市顧問弁護士の井上法律事務所に相談に行っております。今回のケース、地下埋設管の損傷に係る発注者、受注者の瑕疵について相談を行っております。瑕疵責任については、請負業者に責任があれば、当然、請負業者の責任であり、発注者に責任があれば、当然、発注者の責任になると確認しております。ただし、双方に責任がない場合はどうするかということになりますけども、その場合は、発注者の責任になると確認をいたしております。今回のケースでは、先ほどの繰り返しになりますけども、地下で発生しました現場状況等も踏まえ、先ほど申しました契約条項の第24条の協議に基づきまして、事業者とは協議をさせていただきながら、変更議案を提出させていただいております。

○松延委員

今回につきましては、そういう原因がはっきりしなかったということで、発注者側に責任があるということですが、今後まだまだ来年まで施工中でございますので、どうかそこら辺のところは現場監督者との意思の疎通、十分に協議をして、最後まで立派な施設ができますよう頑張ってくださいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

何点かお尋ねしましょう。今、委員から質問がありましたけども、契約条項の中で、双方に責任がない場合、発注者側にも施工者側にもはっきりと責任がわからない場合は、発注者側が責任を負うと。それ再確認しますけど。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

そのとおり、弁護士相談により確認をいたしております。

○小幡委員

うちの顧問弁護士さんに尋ねたということですが、弁護士の見解っていろいろ違うんですよね。2人おれば2人意見違うし、3人おれば3人意見違うし。全てうちの顧問弁護士が言うことが100%という確信はあるんですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

飯塚市顧問弁護士への相談に基づいて導き出した結果でございますので、その結果に基づき、今回の議案を提出させていただいております。

○小幡委員

言い換えれば、確信があるにかかわらず、本市の顧問弁護士ですから、信頼のもとで判断されたと思いますけどね。それが正しいとか、正しくないとかいうことを言ってるわけじゃなくて、これは瑕疵の比率でしょう。どちらに責任があったか、なかったか。金額でいきますと1400万円ぐらいあるうちの1千万円が本市、業者側が残りというような、直工費で計算されてますけど、基本的には約6対4、もしくは、それぐらいの比率ですよ。ちょっと瑕疵について確認したいんですけども、まず、平面図の中で、ABCDEとありますがありますよね。地上で確認できる場合は、このAからEの中のどれとどれが確認できたんですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

表面上で確認されたますにつきましては、左A、それと一番右のEの2カ所でございます。

○小幡委員

確認します。AとEは目視できたと。残りの3カ所は地中の中で目視できなかったということですね。通常、今度は一般の発注ではないですよ、これが。DBO方式をとった。本市初の発注なんですけどね。基本的にDBO方式、前回の委員会でも確認しましたが、設計、施工、後の管理運営を一体として実施できる場所を選定したわけですよ。設計、施工、管理、このDBO方式の、ちょっとDBO方式、私の認識しておるDBO方式とちょっと違うんですけども、今回のDBO方式は、設計は設計で、施工は施工で、管理は管理でそれぞれと契約したと言いましたよね。では、何かあったときの責任、瑕疵はどのようになるのかという質問を前回の委員会でやっております。そのときは、設計が不備でこういった事故が起こった、もしくは施工が不備でこういった事故が起こった。今の段階で管理運営は関係ないでしょうから、施工もしくは設計、どちらかの瑕疵があったのか、もしくは今回は発注者側の瑕疵があったのかということで協議してるんですよ。弁護士とも、担当とも、もちろん設計者とも、施工者ともやった。これ設計者とも協議しましたか。その確認をお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

現場では、現場事務所を設けております。その中では、毎週、工程会議という定例会をいたしておりますし、内容については設計者も含め、協議をしております。

○小幡委員

ということは、設計者も、施工側も、施主の飯塚市も現地の状況も確認してるということですね。そういう中で、何でこのなったのかという話は当然な事だと思うんですよ。先ほどちょっと冒頭、ますの位置を聞きまして、これDBO方式で設計をするに当たって、飯塚市が12億円でここにこういった施設を建ててくださいと発注かけたんですよ。向こうはDBO方式で組織をつくって、うちで建てましょうと。12億円でやりますよというところから設計に入るわけですよ。現地を調査しますよね、設計に当たっては。事前調査やりますよね。仮設工事でボーリングなんかもやっていますよね。そのときに、幾らこの埋設管、暗渠の位置が示した図面がないとしても、現地調査やるんですよ、施行する前に。そうすると、先ほど目視できるAとE、流入口と流出口は確認できてるんだから、設計側からすれば、まずこれ直線で結びますよ。こういうふうに暗渠が入ってるんじゃないかなと。もしくは1カ所曲がってこんなふうに暗渠が入ってるんじゃないかなと。もしくはガス管はあるのか、水道管はあるのか、今言ったような排水はあるのか、ほかの埋設物、ケーブル関係、電気関係ないのかというのはやりますね調査を。それ十分されましたか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回、現場の発生時期については7月25日、陥没発生時の現地聞き取り調査の結果ではございますけども、業者としましては、礫と思い、くい工事を進めたと確認しております。当該箇所の、やはり約5メートル地下に暗渠排水管が設置されることが想定できず、隠れた瑕疵と考えられることから、全てが事業者の責任になるとは考えておりません。想定できる管路でな

かったため、市も事業者も、双方ともに今回の事故が発生したものと協議の上で合意いたしております。

○小幡委員

今そんなこと聞いてないじゃない。今言った目視できる排水ますが、目視できたんでしょう。そういった、もちろん流出口、現地見れば5メートルも6メートルも下じゃないですか。だから、暗渠で入ってるというのは想定できるじゃないですか。だから、それがどのルートに通ってるのかなという想定を、ちゃんと事前に調査をしたですかということです。やりましたかということ聞いたんで、やったのかやってないのかを私は聞いてるだけであって、責任うんぬんを聞いてるんじゃないですよ。それはやってたんでしょうかということですよ。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

Aの部分、Eの部分というますの表面部分を確認し、その方向については確認をしております。Eの部分については、今回青のラインに引いたとおりの方向に走っている状況を確認した程度で、その以上の施工箇所に対する事前調査は行っておりません。

○小幡委員

事前調査をやってないんですよ。やったらこんな事故は起こらない。基本的に先ほど言ったAとEを直線で結べば、もしくはほかのルートで何点か想定すれば、見えないんだから。今5棟建ちますよね、コテージは。右から番号わかりませんが、1、2、3、4、5。4棟、5棟のところを暗渠が入ってるねというのは想定できるじゃないですか。通ってるかもしれないということは想定できますよ。私が現場監督なら、ここ通ってる可能性はあるねと思いますよ。ということは、5棟目はちょっと危険地域なんです。ここにくいを打つんですよ、くいを。ボーリング調査やったり、試掘やったり、事前にやらないからこういうことが起こったんですよ。そう判断すると、まずは1回目はどこに瑕疵がありますか。答えられないでしょうから、まずは設計側にも瑕疵があるということです。それが1点。通ってるだろうというのを完全に無視して、5棟目のくいを打ち始めます。これ鋼管くいですよ。6メートルと4メートルの10メートルですよ。それ間違いないですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

10メートルのくいで間違いございません。

○小幡委員

10メートル打つということは、流出口のますの位置を見ても、万が一入ったたら当たる可能性がありますよね。それは想定できますよね、だれしも。20メートル下で10メートル打つなら届かないから大丈夫だけど。これ当たるなという想定があったら、わからないでもくい工事の段階で気をつけて打つのは、これ当然じゃないですか。施工側の話ね。くい芯出して、そこに鋼管くい打ち始めるんですよ。どんどんどんどん掘っていきます。御存じのとおり、くい芯の頭には羽根といってドリルの刃先がついてるでしょう。これで掘っていくんですよ。これはボーリング調査やってますね。柱状図はお持ちですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

現地につきましては、2カ所の地盤調査を行っております。

○小幡委員

いやいや、2カ所のボーリング調査やってるでしょう。ボーリングは何のためにやったかといったら地盤調査でしょう。何メートル掘ったら岩盤に達して、N値が幾ら出るか。柱状図はありますかということです。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

ございます。

○小幡委員

もちろんないと、くいを打たなくちゃいけないという構造計算が成り立ちませんからね。た

だ、現場、この施工ですよ、施工の場合は今からくいを打つぞというときには、この柱上図の状況を見ながらやるんですよ。1メートル掘ったら何ニュートン出る。2メートル掘ったら、3メートル掘ったらと。基本的には10メートルいかないと強度が出ないような設計になっているから、10メートルくいなんですよ。そして、5メートルのところで急激に上がってるはずですよ。まずにおち当たったんですから。そういうときは、施工側、ここは下請が三誠さんか、というところが使ってます。ここ全国ベースでかなりの施工実績がありますよ。その熟練工が仮にくいを打っていくと。そうしたときに、今言った問題の箇所にあたったら、それが石なのか、地盤なのか、何か異物なのか、とまるんですよ、機械はトンと、設定する強度が出れば。それから、何かもう当たったぞということで柱状図を見るわけ。5メートルでその強度が出ないのに何で出たのかという判断を現場はやるわけですよ。その段階で、これは何なのかという想定をして一旦機械とめるんですよ。それで試しでまた掘っても、やっぱり入らないと。その強度がもういきなり出ると。そうしたら岩盤なのか、今言ったような異物なのかで、本当は試掘しなきゃいけない。それを、今これで、無視してゴリゴリやったわけですよ、結果。そうしたら羽根もくずれながら、鋼管も190Φか、7ミリですもんね。それやると、刃先崩れるわ、破損箇所のコンクリートの写真見ましたけど、コンクリ厚30センチメートル以上ありますよね。それを打ち抜いているんですよ。何分かって掘ったのかということですよ。これを無視してガリガリ掘ってるんですよ、これ。これは施工ミスですよ。普通はくい抜かないと。何があるか調べないといけない。これ施工した、もちろん下請でしょうけども、現場監督に瑕疵責任はありませんか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

繰り返しの答弁になりますけども、転石と思い、確認申請上まで掘削を続けたということで、現場状況からも地下の不明管であったことから、施工上のミスとは言えず、隠れた瑕疵だと考えております。

○小幡委員

今、転石と判断したというのが瑕疵じゃないですか。なぜ勝手に転石と思うんですか。先ほど言ったように、暗渠の排水が入ってるかもしれないというのがわかってるんでしょう。それを無視してやったということでしょう。当たればもしかして暗渠かもしれないという。考えるでしょう。現場でやってんだから。安全に作業を進めるに当たって。それで、発注者側に何で瑕疵があるんですかというのを私は言いたいんです。今聞いたのは、施工上のそういったミスがあったのは事実ですよ。それを無視して、今言ったような7ミリメートルの鋼管で、30センチメートルのコンクリートをくり抜くような、これも何十年とたってますよね。コンクリートの強度は、かなり古い以上は、ものすごくかたかったと思いますよ。それをいつまでも掘るからそういう状況になったんですよ。掘った後に、あわててこれはあかんということで、確認したわけでしょう。暗渠だったと。だから、判断ミス起こってますよ。ですから私が言いたいのは、まずは設計の段階で調査が十分でなかった。要は事前調査が十分でなかった。仮設工場の中で事前調査、ちゃんと定期的に入ってるでしょう。そのお金に見合う調査を十分したかどうか、設計がそれをちゃんと確認して、設計したかどうか。あの5カ所、あの配置に持っていった、それは設計事務所とこのDBO方式を受注した施工側のほうが決めたいでしょう。飯塚市があそこに5棟コテージを建てなさいと言いましたか。それを確認します。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

コテージ棟5棟の提案につきましては、事業者提案でございます。

○小幡委員

ですよ、設計施工ですから。こういったコテージをつくりたい、こういった建物をつくりたい。飯塚市の要望にあうこういったデザインでやりたいというのは、向こうが設計施工でしょう。DBO方式ですから。だから、あの5カ所を、自分たちでこういうところにコテージを

5カ所つくりたいという事業者側が計画して、プランニングして、飯塚市のほうに確認とつてるんですよ。飯塚市としては、発注者側ですもん、施主ですもん。こういうのができるの、いいね、よろしくねという話でしょう。それを何で飯塚市に押しつけるんですか、責任を。あそこにくいを打てと言ったのはうちじゃないでしょう、飯塚市じゃないでしょう。彼らが勝手に打ったんでしょう。打つ以上は調査して、安全かどうか確かめてくいを打つ義務は向こうにあるじゃないですか。それが1点。ここで言いあっても仕方ないんで。私の考え方を言ってるだけです。そういう中で、今言った設計での、まずは瑕疵がある。施工上の瑕疵がある。いいですよ。これを修復しなくちゃいけないから、修復するのに幾らかかるか。その後、今度飯塚市が見解、くいが当たったんで、増しコンしましょうということでしょう。ベースを広げて、くいを3本ふやして、増しコンして補強しようというような結論に達しましたということでしょう。その前に、傷めた排水ますを復旧しなければいけないという工事をやったのが、このコテージ工事の内訳ということでしょう。全部確認しますけども、筑豊ハイツの資料の2に、増嵩額として、暗渠排水の補修工事が1つと、コテージ建設の内訳の中でくい・基礎工事が1つ。2段階にわかれてるんですね、これ。今、仮設工事として見られてますけども、この暗渠排水の補修工事がざっくりと830万円かかりますよということでしょう。これは矢板打って土どめして、埋めた近く掘って、傷めたますを掘り出したと。ますをまたコンクリートで補強したんだと。あと埋め戻して、土どめ配置工を抜いたと。これが約800万円かかったんでしょう。これ何でしなくちゃいけなくなったんですか、先ほどの瑕疵の責任範囲であれば。もう1点、その下のコテージの建設工事で、そこにくいがあったから、このくいの位置を変えよう。そういうことで1200、ベースコン広げました。なおかつ、くいを3本追加しました。そのお金がざっくりと約590万円かかりますということですよ。それ確認します。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

暗渠仮設工、準備工並びに暗渠排水の補修工事、流出土砂につきましては、管を貫通させたことによる復旧工事費でございます。それと、3、くい・基礎工事につきましては、委員おっしゃるとおり、今回、偏芯により増加した事業費でございます。

○小幡委員

そういうことですよ。ざっくり暗渠排水の補修工事、約八百三十数万円、この830万円かかりますよ。これを正しい金額だと想定した場合に、先ほど言った設計的な瑕疵があって、施工的な瑕疵があるのに、何で発注者側が800万円のうちの500万円出して、くり抜いた側が300万円、これおかしくないですか。そこでおかしいとは言えないでしょうから、ここに瑕疵の判断がまず違うんじゃないかと。それは弁護士がそういったからとものみにしちやいかんよ。ほかの第三者、ほかの弁護士やいろいろな有識者に尋ねてごらん、これ。だれがますを傷つけたのかということになると、発注者側が何の責任があるんですか。ここにますがあるよ、暗渠が入るとるかもしれないよ、図面がないから、でも気をつけてねって言ったんでしょう。それは事前調査するのは施工側にありますよ。何で飯塚市が出すのというのが1点ですね。これ見解聞いてもむだでしょうから、もう一度ほかの人にも聞いてください。専門家いっぱいいますよ。もう1点、コテージ建設の内訳の中で、くいと基礎工事、先ほど言いました増ということは、ふえますよ。1メートル20センチ幅広げましたね。この計算の中に、変更前、設計書ベース、要は直工費、直工費で1774万6940円、この1770万円というのは何の数字ですか、教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

1774万6940円につきましては、左の工種に記載しておりますとおり、コテージ棟5棟分のくい・基礎工事を実施する金額の設計書ベースの金額でございます。

○小幡委員

そうですね。何も事故がなかったら、このまま1770万円で済んだと。これ5カ所ですね、

先ほど言ったコテージが5つありますよね。この5カ所の基礎工事、くい工事を含めた基礎工事一式の金額が1774万6940円でよろしいですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

そのとおりでございます。

○小幡委員

ということは、5カ所のコテージを建てるに当たって、5カ所基礎をつくったんですよね。その1カ所がこの事故に遭ったんですけども、5カ所の一千七百七十数万円ということは、1カ所約幾らの基礎工事、1カ所幾らとなりますか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

1774万6940円を5棟で割りますと、約でございますが、350万円程度になります。

○小幡委員

平面図を見ますと、約6メートル弱の、10メートル弱の基礎ですよ。それが5カ所、1カ所350万円かかりますよ。同じ仕様ですからね、5カ所とも。ベースコンの厚が約300ミリメートルという、鉄筋が26のダブル配筋上下やったね。同じベースで、6メートル、9メートルの基礎をつくったら350万円でしょう。6メートルの9メートル、パッとでいくと、6メートルの9メートルの基礎、6メートルの9メートルが350万円でしょう。今回、基礎をちょっとずらそうと。これずらすんじゃないね、ふやそうと。1200ふやしたんだね。1200ふやすだけの基礎工事に何で税込みの約590万円もかかるんですか。6メートルの10メートルで350万円だったのに、1メートルの10メートルで何で590万円もかかるのか、その内訳を教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回の費用の内訳でございますけども、くい・基礎工事につきましては、工法を先行掘削に切り替えた費用や、3本のくいの追加に要する費用などとなっております。また、金額が高くなっている要素としましては、陥没によりくい工事を中断したため、再開時に資機材等を改めて手配する必要等もあり、機械回送費など、大型くい打ち機の組み立てや解体などが2回分を要したことや、流出しました土砂の埋め立てに要する費用も基礎工事に含まれているところなどが挙げられます。

○小幡委員

ちょっと確認しますね。先ほど勝手に決めましたが、5棟目、事故のあったところ、5棟目のくい工事は6本ですよ。くいを6本打つ。それはどの段階で、今の暗渠にぶち当たったんですか。要は、5本打って最後が当たったのか、しょっぱなが当たったのか、途中で当たったのか、そこ確認できてますか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回損傷させた箇所は最後の施工箇所でございます。

○小幡委員

ですよ。6本中5本は打ったのよね。順調よく打ち終わった。最後がぶち当たったんでしょう。そこが当たらなければ一応終わっておった。当たったんで、今言ったような作業にかかったということでしょう。私が言いたいのは、同じ基礎をもう一つつくったら350万円なんですよ。それで、なぜかが1メートル20センチふやすだけで580万円もかかるのということ。今説明を受けましたけど納得できないですよ。機械を一旦返したわけ。それで、また持ってきた。敷鉄板料がまた二重にかかった。それで、なぜ580万円も上がるんですか。まるまる同じやつつくっても350万円でするんですよ。約6メートルの10メートル。3分の1もないような、30%ぐらいの増嵩する工事というのが、もともとの基礎の大きさよりも高いというのが信じられないですね。それから、この直工費で出したとはいえ、その直工費の金額というのは正しいんですか、それ。チェックしましたか、それで。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

工事設計書、工事内訳書の精査につきましては、技術部署とも確認しながら、当室で精査、確認いたしております。

○小幡委員

数字だけ、589万8700円ふえますと言われても、これ信じがたい。今言ったような面積的なものも。これ私計算したんですよ。生コンが5立方メートルふえます。鉄筋約1トンふえます。型枠は1メートル20センチですから。たったベース300ですから。そういったやつと機械をもう一度くい打ち機、回送しても、敷き鉄板引いても、こんな金額に到底なりません。これを納得できないのに590万円かかりますよと押しつけられても困るんですね。これちょっと中身に入りましたけど、正確に増嵩で基礎をふやしたんですか。くいが3本ふえたのはわかりますよ。この鉄筋やら生コンやら直工費、ちゃんと精査し直しませんか。我々に、こういう金額でこんだけのお金がかかりましたという積み上げ方式ですから、しっかりと提示されれば、納得すれば承認しますよ。ただ、いきなり簡単な図面でこれだけお金かかりました。それと先ほど言いました暗渠排水を傷つけた瑕疵の話なんですけども、施工側に請求すること自体が、私信じられない。DBO方式ですよ。うちに任せてください。立派なものを建てます。いろんな問題は自分ところで設計、施工ですから解決しますということですよ。それを施工さんちょっと来てください。壊したんでお金出してはあり得ない。ちまたの一般工事の中でも、水道管破ったとしますよ。飯塚市に水道管補修しちやれよと言う人おられますか。自分が破ったんですよ。水道管とか市の排水管とか、図面全てあるわけじゃないですよ。恐らくここ辺にありますよというのは水道局が教えてくれるかもしれません。私、破っちゃいました。ちゃんと図面がないから飯塚市――

○委員長

小幡委員、簡潔に質疑をお願いします。

○小幡委員

わかりました。簡潔に行きます。だから、そういう意味からして、飯塚市が払う瑕疵、ないと判断するんですよ。ですから、再度、井上弁護士以外の方にも確認されて、瑕疵を明確にして数字を出してください。簡潔にということですから、これは原因追求と金額の折り合いが納得できませんので、1点だけ、最後にしますね。これすぐ払わなくちゃいけないんですか。業者さん待ってくれません。その点確認してください。されました。教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回は協議をさせていただき、変更契約議案を出させていただいております。その分の協議は、協議中でございますので、いつということまでの請求を受けているわけではございません。

○小幡委員

それは施工業者さんをお願いして、もう一度、議会承認を得ないとお金払えないので、議会が承認できるような資料をもうちょっと揃えて審議してもらってから、もうちょっと待つてねと言ってください。仮に3月でも、お金間に合えばいいじゃないですか。ということで、私は継続していただきたいと、ここは要望ですからね。そういうふうな計らいにしてもらいたいと思っております。

○都市施設整備推進室長

先ほどより、この原因につきましては、これそもそも水路のルートを飯塚市のほうが正式な配管図というのを持っておりません。国から引き継いでおりませんでした。それでなおかつ、A地点とE地点、いわゆる出口のみが確認をしておりましたが、現地、結果的に管が入ってありましたポイントにつきましては、埋め上げられて駐車場がつくられているという高く造成された土地ということで、まさかこのほうに入っているというふうには市のほうも認識しておりませんで、A地点からそのまま池に向かって直進して、それから池のほうに近づいて、最後に



Eの地点に転進して出ているというような判断で、市のほうは思っておりました。そして、事業者のほうにもそういう管が入ってるというふうな情報は、市のほうは与えておりませんでした。こういうコテージの配置図面というの、相手方からは見せてはもらっていましたが、ここで相手も、事業者としても、まさかこういうところに管が入っていないと、市のほうも思っておりましたので、そういう形でいわゆる相手方に瑕疵は、大きな瑕疵はないというところに市のほうは判断しております。委員のご指摘のことも、もろもろご意見は賜りましたが、これにつきましては状況をご理解願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:18

再開 11:48

委員会を再開いたします。

○小幡委員

本日提案されてます議案150号、筑豊ハイツの再整備工事の件につきましては、先ほど執行部から説明を受けましたけど、施主、施工側、設計者の瑕疵について、よく私わかりません。なおかつ、増嵩の直工費についての金額の内訳が十分理解できないので、この段階で判断するのは非常に難しいというところで、継続審査で要望したいと思いますので、動議という形で委員長、議事進行についてお諮り願いたいと思いますけど、よろしくお願ひします。

○委員長

ただいま議案第150号について継続審査してほしい旨の申し出がありました。この申し出については、質疑が出尽くした後に、挙手採決でお諮りいたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。「議案第150号 変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」については、継続審査との申し出がっております。本案を継続審査とすることに賛成の委員は挙手願ひします。

( 挙 手 )

全会一致。よって、本案については、継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 11:50

再開 13:00

委員会を再開いたします。「議案第152号 土地の処分（大分小学校跡地）」を議題いたします。執行部の補足説明とあわせ、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○財産活用課長

「議案第152号 土地の処分（大分小学校跡地）」について、議案の補足説明をいたします。議案書の30ページをお願いいたします。

本議案につきましては、大分小学校跡地を条件付き一般競争入札によりまして、土地を処分しようとするもので、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

処分しようとする土地の所在地は、飯塚市大分字廣瀬1661番1外17筆、処分面積は1万2764.25平方メートル、処分価格は9110万円、仮契約の相手方は、飯塚市柏の森523番地7、WILLハウジング株式会社、代表取締役 松岡史倫でございます。

本件は、条件付き一般競争入札により落札者を決定いたしましたので、その概要についてご説明いたします。

本件処分につきましては、地元との協議に基づき、3項目の条件を付しております。1点目は、この場所は「飯塚市立地適正化計画」に基づく居住誘導区域に該当するため、建築物の用途を「戸建専用住宅」とし、そのための用地とすること。2点目は、この物件には、買戻特約設定登記を行いまして、その期間は本契約締結の日、議会の議決日でございますが、それから起算して5年間とし、5年以内に、開発行為の許可に基づいた工事が完了し、工事完了検査済証の交付を受ける必要があるとし、期間内に工事が完了しない場合は、特約に基づき、飯塚市が物件を買い戻すこと。3点目は、自治会の加入の推進。以上の3点が条件でございます。

8月27日に公告を行いまして、9月3日から9月24日までを申込期間とし、10月11日に入札を行いまして。入札の結果でございますが、5者による入札の結果、事前公表しておりました予定価格5千万円に対し、落札価格9110万円、落札率182.20%でWILLハウジング株式会社が落札したものでございます。

次に、12月13日の本会議で審査要望のありました「大分小学校跡地の不動産鑑定業務委託の入札に関する談合の有無」につきましては、不自然な入札や談合情報もなく、入札は適正に行われております。以上、簡単ではございますが、議案及び審査要望に係る説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

川上議員からの質疑があつてましたので、今説明を受けましたけども、ちょっと確認しますね。この土地は住居誘導区域、住居を誘導する区域であつて、買い戻しの特約設定登記を行つて、住宅地として開発するんですよね。5年以内に計画どおり宅地にして、分譲して、売ってくださいよということになっておりますが、契約の中で目的外の使用、用途をやつた場合の反則規定というか、そういうのは契約の中には設けてありますか。

○財産活用課長

特に設けてはございません。

○小幡委員

だから、都市計画法の第29条において、開発行為をやるんですよね。それは宅地分譲ということでしょう。でも、これは40戸ぐらいの区画でやるという想定なさつてると思いますが、極端な話、30戸にして、残りは店舗用とか、住宅地じゃなくて店舗用とか別の目的外に使用した場合、5年間の中で計画を変更した場合、そういった場合は飯塚市はどういう判断をなさるのか。やっていいのか悪いのか、こういった条件だといひよというような、そここのころの契約はどんなふうになさつてゐるのかお聞きします。

○財産活用課長

都市計画の開発行為の事前に協議がございますので、その協議の時点で強力な指導を行いたいと思つております。

○小幡委員

なら、もうこの金額で売りますよということをやきょう上程してきてるんですよ、執行部は。それでいいよと判断するに当たつて、今の質問をやつてるんですよ。開発行為は、誘導するということで宅地分譲なんです、宅地分譲。一般家庭でしょう。それを、一つの想定として、道路沿いは全部テナントの店舗にするとか、もしくはマンションを建てるとか、住宅用途、都市計画法上どうなのかは別にして、そういうことに変えたいと、もしくはそういう工事をしたいという、想定できるじゃないですか。これは今からですからわかりませんでいいのかなと思つてんですけども、そここのころの契約はどういうふうに詰めてあるのか。やつてるのか、やつてないのか、今からやるのかはつきりしないんですけど、そこを教えてください。

○財産活用課長

仮契約書は既に締結しておりますので、もう契約書としては確定しております。その中には特に今おっしゃったような、ご指摘のような点はございません。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:07

再 開 13:07

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

失礼いたしました。買い戻し特約設定登記によりまして、買い戻すことになるかと思えます。失礼いたしました。

○小幡委員

そういうことですよね。ですから、契約以外の建物を建てた場合は買い戻しということですから、それをしっかりと相手側にも確認、確約取っておいてくださいね。そういうことです。もう1点、茶々入れるわけじゃないんだけど、長い間この土地は空き地になってましたよね。近隣の自治体、嘉麻市なら嘉麻市なんだけど、行政が宅地分譲やるじゃないですか。飯塚市でいけば飯塚市の分譲、要は住宅を呼び込むための。そういう発想というのは、もともと飯塚市にはなかったんでしょうか。それとも1回は検討されたんでしょうか。もともとやってないのか、そこのところわかりましたら教えてください。

○財産活用課長

今回のこの物件に関しては、検討しておりません。

○小幡委員

これは本件からちょっと外れますけど、土地の有効活用で、ここは市が分譲してもいいんじゃないかなというような土地があれば、今後検討なさることもやぶさかではないと思いますので、有効利用の観点からいろいろと考えてください。続けていきますけども、質疑の中で談合はなかったのかというような話がありましたね。談合情報もなく、そういうことはなかったということで、今お伺いしましたけども、これは想定で申しわけない。答弁の中で、3者、指名競争入札をしたと。落札したところが38万5千円で落札されたんですよね。2番目に高かったのが5千円差、39万円、そのまた上が1万円差というふうに、非常に1万円とか5千円の差額の少ないところが落札してますんでね。価格調整なり話し合いがあったんじゃないかなというように疑われるような金額ですよ。ですから、そういう指摘を受けないように、そもそも指名競争ですから、指名した段階でそういった談合情報もないとは言いながら、契約の担当の方はその点をしっかりと相手先に注意、勧告をして、入札に当たらせてください。事前にそういうのがなかったよというのを調べて、やはり報告していただきたいということです。そういう中で、結局、土地の価格を評価するに当たって、38万5千円払ったんですよね。なおかつ、本市の担当が価格は妥当だということで決められたんでしょうけども、なぜきっちり5千万円なのかと問われてますよね。それは端数切り捨てしたわけ。そこのところの金額の出し方を教えてください。

○財産活用課長

今回委託をいたしました不動産鑑定業者からの鑑定書では、別に端数は切り捨てずに5千万円で評価をいただいております。

○小幡委員

ということは、平方メートル掛ける幾らというような評価ではないということですか。

○財産活用課長

平方メートル掛ける面積で評価はいただいております。

○小幡委員

だから、評価した金額と平方メートル数掛けると、きっちりにはならないでしょう。ですから、議員の質問はジャスト5千万円なんだよと。何でなのって聞かれてるんですよ。ですから、端数は調整したとか、そういうことで最低価格を決めておりましたということなんですかということ聞いてるんです。

○財産活用課長

申しわけありません。細かい端数は切り捨てて評価されております。

○小幡委員

わかりました。結局、最終的に落札なさった金額でいけば、平方メートル7千円台ですよ。坪単価に直せば坪2万3594円と。ちなみに、あの土地は坪二万数千円というのが妥当なのかというのは、そこが問題になるわけなんですけども、基本的に、評価をお金まで出して依頼してるじゃないですか。入札までして。それは、飯塚市が公有財産として、路線価格あたりでこの土地は評価的にこれくらいだよと。近隣に固定資産税評価もして、課税やってますよね。土地の評価もして。ですから、ある程度の想定はなさってないんですか、よその土地も含めて。ちょっとお尋ねします。

○財産活用課長

今回の鑑定評価は、取引事例比較法と開発法に基づきまして評価をされて、基準価格を求めておられます。開発法なり、取引事例比較法で価格を算定する際には路線価も当然考慮に入れてあるということだと思います。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:14

再 開 13:15

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

市の方で、市の財産を評価する仮評価、路線価を基にすることもございますけど、今回に関しては、大規模な画地でございますので、不動産鑑定評価のみで行っております。

○小幡委員

最終的には財産管理審議会にかけた。決定したんですよ。これは要望で構いません。遊休の土地がたくさんありますよね。ある程度、飯塚市の財産管理上、想定はしておくべきだと思います。これぐらいの価値のある土地だと。なおかつ今のように外部団体にちゃんと評価いただいて、それを照合して、妥当だということが出さないと、先ほども言ったように5千万円ちょっぴりだとか言われても、いろいろ質問が出てくると思いますので、それは今後の土地の有効活用に置いても検討なさってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

採決いたします。「議案第152号 土地の処分(大分小学校跡地)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第161号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○穎田支所市民窓口課長

「議案第161号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、補足説明をいたします。議案書の57ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるために提案するものでございます。

本件の事故発生日時は、平成31年4月6日午後2時50分ごろ、事故発生場所は、飯塚市佐與地内市道大畑・六反畑線において発生をしております。

事故の概況といたしましては、穎田支所市民窓口課職員が、国道200号線に出る交差点で信号待ちをしていたところ、大型トラックが交差点を右折する際、当該職員の車が停車しているため、曲がり切れないと判断をいたしまして、車両をバックさせたところ、後方に停車していました相手方車両の前部に追突したものでございます。

この事故による和解につきましては、市の過失割合が100%であり、損害賠償金76万5千円を相手側に支払うものでございます。

損害賠償額の内訳といたしましては、車両修繕料34万5千円、代車費用42万円となっております。なお、双方とも人身傷害はございませんでした。

今回の事故でございますが、当該職員の後方確認不足が大きな要因であり、今後このような事故が起らないよう、集中力をもって運転し、常に安全運転に努めるよう、強く指導をいたしております。また、他職員につきましても、安全運転への注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

今回、当課職員が起こしました事故により、市に損害を与えましたことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。以上、簡単ではございますが、議案第161号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

ちょっと今説明を受けましたが、クレームをつけるわけではありません。車両の修繕費34万5千円、これは外車か何か。聞いてられます。なおかつ、代車費用42万円払ってますけど、これ何か月間修理にかかって、台車を使ったのかわかりましたら教えてください。

○穎田支所市民窓口課長

まず車両でございますが、車両につきましてはトヨタプリウスでございます。この車両自体が、実は平成30年度11月に初期登録をしたということで、まだ4カ月ほどしか審査登録からたっていないということで、相手方にとりまして、やはり部品を全て交換したい路ということで、少し交渉が長引いたようでございます。それとあと代車につきましては、今申しましたように修理箇所、これに伴う双方の主張が長引きまして、結果的に代車の日数といたしましては、81日間をレンタルということで、代車代ということになっております。

○小幡委員

わかりました。双方の意見が食い違って長引いたんですね。双方ということは、うちの職員も言い分があったんでしょう。そういう中でちょっと議題を外れますが、ドライブレコーダーをもうしっかり付けなさいよということだけど、進捗状況、何がわかりましたら、答えられますか。

○契約課長

ドライブレコーダーということですが、昨年からいろいろと検討を重ねてまいりまして、今年度から公用車のリース車両をふやすということで、その中には、少しずつではございますけれども導入するというところでしております。次年度以降も引き続き拡充していくということで考えております。

○小幡委員

最後聞きます。ドライブレコーダーは早めに進めてください。ちょっと素朴で申しわけないんですけど、もちろん保険で払うんでしょう。車両代も保険で。職員への、責めるわけじゃないよ、職員はこの額に対して何か罰則規定があるの、飯塚市は。自分も自己負担で幾らか払わなければいけない、もしくは申しわけありませんで済むのか、ちょっとそここのところ教えてくださいませんか。

○契約課長

今ご質問の内容ですけれども、恐らくその職員のほうの金銭的な負担ということだと思います。これにつきましては、現在は行っておりませんし、特に負担を求めるといことはしておりません。ただ、金額の大きいような事故を起こした職員に対しましては個別に、具体的に言いますと飯塚自動車学校ですけれども、そちらのほうできちんとした講習なりを1日かけて受けていただくというようなことは実施はしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第161号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第165号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」から「議案第175号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの11件は、関連があるため一括議題とします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

それでは、関連がございますので、まず、「議案第175号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。追加議案書の3ページをお願いいたします。

本年8月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして、本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

まず本年度の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容としましては、月例給の増額改定と勤勉手当支給月数の増となっております。

月例給につきましては、民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準をおおむね35歳以下の職員につきまして、月額200円から2千円の幅で引き上げるものでございます。また、勤勉手当については、支給月数を年間0.05月分、引き上げることとしております。

次に、本条例の具体的な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。表の左側が「新」のほうでございまして、飯塚市職員の給与に関する条例で、令和元年度の改正事項でございます。第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合につきまして、正規職員は100分の92.5を100分の97.5に改定するものでございます。

次に、附則第18項でございますが、これは、現在55歳以上の課長級以上の職員の勤勉手当を1.5%減額いたしておりますので、勤勉手当の支給率改定に伴い、減額対象額に乗じる割合を改正するものでございます。

別表の行政職給料表につきましては、このページから13ページにかけて掲載しておりますが、昨年同様、若年層に手厚いものとなっております、平均的に0.1%増額する内容とな

っております。

同ページ、13ページの中段から下をご覧くださいますと、条例の第2条関係で、令和2年度からの改正事項でございます。第29条では、勤勉手当につきまして、令和2年度以降の支給割合を規定するものでございます。年間の増額0.05月分を6月期と12月期の2回に分けて、正規職員の支給率を100分の95に改正するものでございます。

次の、附則第18項につきましては、先ほどと同様の趣旨で改正しております。

最後に14ページの一番下、附則ですが、施行期日について、改正条例第1条の、月例給、給料表の改定については、平成31年4月1日から、また勤勉手当については、令和元年12月1日にそれぞれ遡り適用することとしております。また、勤勉手当支給割合を同率とすることについて、令和2年4月1日からとしております。

なお、今回の給与改定に伴い影響を受ける職員数につきましては、12月1日現在で、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせて、対象者は、給料の増額分は282人、勤勉手当が867人となります。

また、一人当たりの影響額といたしましては、12月1日現在での対象者のうち、正規職員の平均で申しますと、月額給料は約1570円の増、勤勉手当については約1万9649円の増となっております。以上、簡単でございますが、議案第175号の補足説明を終わります。

○財政課長

続きまして、議案第165号「令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」から「議案第174号 令和元年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、追加と記載しております「令和元年度補正予算資料」により説明いたします。

3ページをお願いいたします。ただいま議案の説明がありましたが、今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして市職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するものでございます。一般会計では、2568万2千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を702億8682万1千円にしようとするものでございます。また、11の特別会計のうち、今回補正をいたします7つの会計で218万1千円を追加いたしております。企業会計では、2つの会計で203万円を追加いたしております。合計で2989万3千円を追加するものでございます。

次の4ページ以降に、主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を2563万7千円追加いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。一般会計、特別会計の人件費につきましては、給与改定に伴う経費を総額で2593万5千円追加いたしております。

次の国民健康保険特別会計から5ページの学校給食事業特別会計までの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正をいたしております。

6ページをお願いいたします。公営企業会計の水道事業会計及び下水道事業会計の2つの会計につきましても、同様の理由により補正をいたしております。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第165号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」、「議案第166号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)」、「議案第167号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)」、「議案第168号 令和元年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第169号 令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第170号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第171号 令和元年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第172号 令和元年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第173号 令和元年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第174号 令和元年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」及び「議案第175号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上11件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案11件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第177号 契約の締結(飯塚市新地方卸売市場整備工事)」を議題といたします。執行部の補足説明とあわせ、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○都市施設整備推進室主幹(技術担当)

「議案第177号 契約の締結(飯塚市新地方卸売市場整備工事)」の補足説明をいたします。追加議案書の21ページをお願いいたします。

議案第177号 工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

本件、飯塚市新地方卸売市場整備工事につきましては、契約金額31億5810万円で、受注者の株式会社サンコービルド筑豊支店と契約を締結するものであります。

資料の22ページ、工事請負議案資料をお願いいたします。工期につきましては、本契約として認められた日から令和3年3月31日までとしております。予定価格37億6016万6千円に対しまして、見積額31億5810万円、比率にして83.98%となっております。その他、次ページからの資料としまして、工事概要、位置図、配置図面等を提出しておりますが、説明は省略させていただきます。

引き続き、追加で提出させていただきました卸売市場資料1「新地方卸売市場整備事業者選定に関する答申書」をお願いいたします。特定されました最優秀提案者及び次点提案者は、最優秀提案者が、株式会社サンコービルド筑豊支店、次点提案者が、大和ハウス工業株式会社福岡支社でございます。

次に、卸売市場資料2「飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定に関する報告書」をお願いいたします。ページをめくっていただきまして1ページの「1. はじめに」において、要領の主旨等を、「2. 特定までの経過」においてでは、7月17日に第1回選定委員会が開催されてから、11月27日、第3回選定委員会で最優秀提案者と次点提案者が特定されるまでの経過が記載されています。2ページの「3. 事業者選定委員会」で4人の外部委員、3人の内部委員の氏名、「4. 審査経過」につきましては、第1回選定委員会から第3回選定委員会までの審議内容等を記載しておりますが、第1回選定委員会では実施要領、要求水準、様式集、評価基準等の策定を行い、第2回選定委員会では一次審査で実績体制評価と技術提案にかかる委員間の意見交換及び二次審査についての審議、第3回ではプレゼンテーション及びヒアリングを実施して、技術提案評価と提案価格評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者が特定されております。3ページでは、「5. 参加者」では参加の2者を、「6. 参加辞退者」では辞退した2者が記載されております。「7. 審査結果及び最優秀提案者・次点提案者の特定」におきま



しては、最優秀提案者が株式会社サンコービルド筑豊支店、次点提案者が大和ハウス工業株式会社福岡支社となっており、各審査項目の採点内容は、「(3) 審査結果」の表のとおりとなっております。審査項目は、参加資格等を評価する「実績・体制評価」、VE提案の採用等を評価する「技術提案評価」、見積額を評価する「提案価格評価」に大別した700点満点の評価で、2者の得点差は約6点という僅差の結果となっております。4ページをお願いします。

「8. 審査講評」ですが、「(1) 全体講評」では技術提案のテーマや提出された提案書は、2者の参加者ともに業務に対する意欲や熱意が感じられたこと、また両者とも十分な実績、実施体制及び技術者を備えてあったことから、一次審査において、2者とも二次審査の対象者として選定したことなどが記載されております。「(2) 個別講評」で、最優秀提案者及び次点提案者を個別に技術提案の講評が記載されております。最優秀提案者は、記載のとおり、長期的なメンテナンスや財政負担の軽減に配慮した提案や、特に市内事業者を広く活用する地元経済への寄与が積極的であったことが高評価とされております。次点提案者は、積極的な建築コスト削減を図る変更提案でありましたが、ただし書き以降に記載のとおり、長期的なメンテナンス性や風雨の耐久性に起因するランニングコストに不安が残るとの講評でありました。最後、「9. おわりに」において、参加者は実力のある事業者でVE提案により抑制された金額提案であったことから、当初の目的を達成することができた旨が述べられるとともに、基本設計を基にした飯塚市に最適な新地方卸売市場が整備されることを希望することが記載され、報告書が結ばれております。以上、議案第177号の補足説明を終わります。

次に、12月13日、本会議の追加提案質疑時において、総務委員会での審査要望がありました点が3点ございました。その件についてご説明いたします。まず、事業者選定の審査について、経過を含めて妥当かどうかという点につきましてですが、この点につきましては、先ほど卸売市場資料2、飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定に関する報告書の資料説明でご説明させていただきました。

次に、総務委員会の中で市から市場の事業計画書の提出を受け、卸売市場関係者がきちんと入場してスタートする環境であることを確認するという点でございます。今回の工事請負契約締結しようとする金額が31億5810万円で、基本設計から予定価格37億6016万6千円と比較すると83.98%と減額となり、財政負担を大幅に軽減できるようになります。また、使用料につきましては、青果と花き、各卸売会社と買受人等の状況がそれぞれ異なり、個別で基本設計ベースで協議しているところがございます。今回の事業費圧縮効果によりまして、使用料を再度算出いたしまして、市場関係者と協議を行ってまいりたいと考えております。現在、それぞれの卸売会社に、基本設計ベースの使用料で経営見通しを作成依頼しているところですが、契約締結を承認いただきました後に、全体の工事額から概算しますと、施設使用料を市場関係者に提示し、経営見通しを修正していただき、その経営見通しと施設使用料を含めた運営の見通しを作成したいと考えております。また使用料は、市場関係者の経営に影響する部分でありますので、市場関係者には20年30年と長く使用していただける施設にしたいと思っておりますので、これまでの経営状況を考慮しつつ、市場関係者と協議を重ねていきたいと考えております。

最後に、注目を集めている市場移転について、市場関係者が入場しない、または早期退場とならないように、今後の協議で市場関係者と合意を図りながら進めるとともに、総務委員会でもよく審査いただきたいという点でございます。このことにつきましては、先ほどの使用料の協議と重ねての説明になりますが、市場の使用料につきましては、契約締結の承認をいただいた後に、契約締結額から概算使用料を市場関係者に提示して、卸売会社には経営見通しの修正をお願いしたいと考えております。市場関係者に長く使用していただける施設にするため、これまでの経緯、状況を考慮しつつ、設計内容を含めて市場関係者と協議を重ねていきたいと考えており、今後、定期的に市場関係者と調整会議を開きながら、協議を行いたいと考えておりま

す。以上、総務委員会での審査要望の件について、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

ただいまこの件につきましては、鋭意説明がありました。事業の圧縮効果ということで、大変ご苦労だったろうと思いますけれども、7月2日の総務委員会において、まず基本構想から基本設計に至るときに、建設の増大要因ということで3点挙げられております。まず1つには単価の違いということで、基本設計単価、構想の単価16万1千円ぐらいから20万4千円ということで上がったということが1つの増大の要因、2つ目には面積の増加、これは市場の関係者に、やっぱり作業の効率等々を考えると、こういうふうな増大が必要であるということで上がっております。3つ目には、ただいま東京オリンピックの建築等の施工があつてます。その資材の高騰、労務単価等によりまして上がったということで、合計の14億4800万円ということで、基本構想されたときは二十四、五億円ということで、十四、五億円上がったということで、あのときは何でこんなことかというような話がありまして、ただいまの説明では、要するに事業費の圧縮効果ということで、ひとことで説明されましたけど、この3つの点については主に何があつたかと、何でそういうふうな圧縮ができたか、その点だけちょっとお聞かせください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

前回の7月2日の総務委員会の提出資料につきましては、建設費の増大要因というふうなことで、先ほど委員がおっしゃられました3つの点をご説明しました。面積の増加については、今回基本設計につきましても変わりございません。大きく圧縮されたものにつきましては、基本構想と基本設計の違い、6.24億円の増というふうな中で、今回の事業費圧縮につきましては、6億円の事業費圧縮が行われております。その内容につきましては、やはり今回、設計、施工の一体ということで、民間活力を最大限に活用する事業者提案を行っております。主な内容としましては、コスト削減について、機能、品質向上を図る提案を技術提案に盛り込まれるように事業者募集を行いました。提出された提案書につきましては、実績、経験及び技術力に加え、2者の参加者とも意欲が感じられ、いろんな技術提案を反映させております。テーマに沿った非常に考えられた内容でございまして、有効な機能向上やコスト削減策が図れた提案となっているというふうな内容になっております。

○松延委員

あと1点お尋ねいたします。大体よくわかりました。それで、この件につきましては、国からの交付金、補助金等について増減があるのかないのか、そしてまた、この期限等について、今の時点でわかったら教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回の事業につきましては、国の交付金は考慮に入れたところの事業になっております。農林水産省の強い農業担い手づくり総合支援交付金と連動した福岡県農業づくり交付金を活用することとしており、本年度は3億5千万円の補助金を計画しております。全体的には9億円分の補助金を活用することとしております。その分につきましては、やはり今年度の実設計、工事契約が必須となっておりますので、そのスケジュールに従って事業を進めていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

数点お尋ねします。きょう、本委員会に上程されたこの177号というのは、工事請負契約の承認ですよ。31億5810万円か。31億円の工事請負をさせますので承認してください。

いということなんだけど、今、我々に示された資料は平面図だけなんです、手元にある資料。この平面図を見て、31億円オッケーしてくださいというのはちょっとね。だめだって言うてるんじゃない。資料がちょっと不足、資料不足。この委員の中で、これ平面図を見て31億円オッケーと判断できないんですよ、したくても。せめてこの31億円の工事施工範囲、請負範囲、ここからここまでで31億円ですというのを、項々目でもいいですから示せますですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今委員おっしゃられる項目については、示すことは可能でございます。

○小幡委員

そういった資料を示せるそうですので、ぜひ資料要求をしたいんですけども、委員長のほうで諮っていただけませんか。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

○小幡委員

今、資料をいただきました。資料の説明をお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今配付させていただきました資料についてご説明いたします。今回、平面図の部分につきまして、大きな項目について追加で資料で提出させていただいております。まず1つは、建築工事の概要でございます。図面と連動しながらなるんですけども、1つは大きな部分で言ったら青果棟、図面で言ったらAの部分になります。花き管理棟、Bの部分です。連絡通路。建築物のことについてご説明いたしますけども、買受人倉庫が1、2、3棟というようなことで、H、G、Eの部分になります。後はパレット置き場であったり、屋根つき積込所と。屋根つき積込所につきましては駐車場の屋根にかかっている部分でございますので、IとJになります。及び外構設備に関する建築・電気設備工事、機械設備工事一式でございます。2につきましては、それぞれの棟についての構造、それから架空形式基礎構造、外部の仕上げについて表記させていただいております。青果棟については鉄骨造1階建て、花き管理棟は鉄骨造の2階建てになります。図面につきましては、図面のページめくっていただいて、2枚目、3枚目で表記させていただいております。その他付属棟につきましては鉄骨造1階建て、屋根つき積込所につきましては鉄骨造1階建てと。架空形式につきましては、ラーメン構造という建築の構造になっております。基礎構造につきましては直接基礎で、ここは地盤がかたくございますので直接基礎、くいを打たない基礎ということになります。外部仕上げにつきましては省略させていただきます。あと大きな項目としましては、外構になります。舗装工事、防護柵工事、いわゆる周辺のフェンス等の部分が入っております。4番、電気設備につきましては、受電変電設備工事から最後の構内通信経路というようなことで細かく表記させていただいております。給排水衛生設備工事につきましても、給水設備工事から消化設備工事までというような項目で表記させていただいております。6番、空調設備・空気調和設備工事、換気設備工事、排煙設備工事と、簡単でございますが、このように資料を提出させていただいております。

○小幡委員

ありがとうございます。S造、鉄骨造のラーメン構造ということで、平面図見ますと最大スパンが13メートル強ですよ。ラーメン構造でも余りロングスパンじゃないんだけど、大半が鉄骨工事ですよ。これ発注に当たって、工場のグレードは確認されてます。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

鉄骨工場は、製作能力や工場設備などで応じたランクづけがされております。今回の基本設

計においては、Mグレード以上の区別を想定しているところでございます。

○小幡委員

Mグレードということですが、これは先ほどの筑豊ハイツと違ってくいは打たないということですよ。これも発注形態がDBプロポーザルですかね。デザインビルドですから、設計施工一括ですよ。これは先ほどの筑豊ハイツとよく似た発注形態なんだけど、デザインビルドのプロポーザルということで、今、落札業者の名前出てますけど、この今提示されてる平面図は、基本設計の東畑さんが書かれた図面なんですか。確認します。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

そのとおりでございます。

○小幡委員

この東畑さんの基本設計に応じて入札されたんですよ。提案型ですので、バリューエンジニアリング、VE案を出しながら価格が決まったんでしょうけども、提案の選考、選定の中で、今、落札業者さんはこういった建物に変えたいとか、設計変更とか、デザインビルドですから、うちが建てるのであればこれのほうがいいんじゃないですかというような提案はあったんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今委員おっしゃられるように、やはり技術提案の中でVE提案がなされております。今回、設計施工に係る民間活力を活用するというので、事業者さんのノウハウというの今回活用しております。代表的な例で申し上げますと、システム建築というのがございました。システム化された部材使用に伴う一連の流れ、設計から施工の部分で一連の流れで最適な工程を組んだりということ、事業費圧縮を図れたのかなと考えております。また基礎形式についても、2者ともいろんな提案が出されているということが、大きな項目2つですけども、そういった提案がなされておりました。

○小幡委員

もちろん金額を入札ですから、積算して見積もりをするに当たって、この平面だけじゃないですよ、立面、断面、いろいろ図面があったと思うんですけども、それはちゃんと提示されて見積もりを依頼したんですかね。積算見積もりを依頼したかどうか確認します。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回、技術提案書の提出を求めて、その中で審査を行っております。技術提案はちょっと公開はしてないんですけども、その中で断面であったり、立面であったりの提案はなされておりました。それに対する事業費の価格提案がなされているというふうに認識しております。

○小幡委員

ちょっと確認ですね。今提案がなされておりますということですけど、今言った断面的なものは、要はタッパですよ、工場内の高さとかそういうのは基本設計から出したのか、VE案として落札業者が提出してきたものなのかを聞いてるんですけども。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

1つの事例で今委員申し上げられました。お聞きになりました高さについては、基本的に基本設計を守られた提案がなされておりました。

○小幡委員

主に見積もりの際には基本設計をベースに出したということですね。そうしないと、ほかの競争相手と整合性が図れませんからね。それを基本に積算認めたと思うんですけども、価格面では、VE案はそれぞれの提案型ですから、いろんな意見があっていると思うんですけども、今いただいた資料でちょっと図面不足ですけども、概略の資料見ますと、基礎構造とか、屋根、外壁、床の大枠の資料は書いてあります。なんです、ちょっと懸念するのが、あくまでもデザインビルドです。だから、これは基本設計です。今から実施設計に当たって、軽微な変更なら構いませんが、高さとか構造とか、もしくは仕様とかを大幅な変更を伴う場合、今の段階で

この落札業者さんが設計すれば、実施設計、これ承認しました、実施設計にかかって確認申請、いつごろまでに提出して、いつごろ降りる予定で今おられるのか、工程わかりましたら教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回のスケジュールにつきましては、前回の委員会で提出させていただきましたけども、今年度が造成工事というようなことになっておりまして、建築の着手につきましては、4月以降を考えております。市場関係者の意見を伺いながら実施設計をやっていくわけなんですけども、予定としましては3月までに実施設計を完了して、確認申請も含めて、その段階で完了して、4月着工を目指しているところでございます。

○小幡委員

もうすぐ暮れですよ。実施設計今からでしょう。1、2、3カ月で確認申請取れる、間違いなく。取れるとしたら問題ない。取れなかったときの想定はどんなふうに考えられてるんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

先ほどの繰り返しになりますけども、着手は4月以降を目指しております。今回、設計施工一括ということで、事業者につきましても設計段階から、施工の分を見据えた計画を立てられるのだろうというふうに考えております。なるべく工期短縮を図ると。取れなかった場合につきましても、我々の目指している来年度の3月までの竣工を目指して、事業を進めていきたいと考えております。

○小幡委員

ちょっと「だろう」という言葉出ましたけど、あのね、違うんですよ。私が懸念してるのは、心配して聞いてんですよ。確認申請が下りないと着工できないじゃないですか。福岡県の強い農業づくりの交付金、あれは年度末ですから3月までに工事契約すれば、一応内示を受けているんでオッケーだよということでしょう。工事契約はできるけど、どこをもって工事契約なのかと。結局、デザインビルド方式ということは確認申請までちゃんと責任があるわけなんですよ、デザインビルドのこの会社が。金額は出しました。でも設計において確認が3月いっぱいまで間に合いませんと。これ、この請負業者、絶対間に合いますと豪語してるんですか。来年度着工を目指すという、4月も着工でしょうけど、8月も着工じゃないですか。3月年度内に確認申請までちゃんと下りると。4月なのか5月なのか、準備工を踏まえて着工するんでしょうけど、今心配してるのは、確認申請が間に合うかどうか、確認申請が3月いっぱいまで間に合わないで、4月、5月、6月伸びていった場合、可能性があるんで、そこは契約書でも構わないけど、そここのところの契約条項の中にちゃんとうたってるのか、もしくはそういうふうに確認してるのか、その点教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今委員の指摘の中でありました確認申請の部分については、契約書には明記しておりません。ただ、工事のスケジュールについて、それと実施設計のスケジュールについては、契約約款の中で履行期間を設けているところでございます。

○小幡委員

ちょっと再確認します。契約にはうたってないよと。実施設計においてということ、要は、3月いっぱい取らなくてもどうにか決裁に間に合えばいいという考えなんですかね。その点は、そういう言い方したでしょう、今。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

やはり最初申し上げましたように、建築確認については3月を目指しているところでございます。現段階では、予定どおり進むように事業進捗を図っていきたいというところでございます。

○小幡委員

そこはあんまりあいまいじゃいけないんですよ。6月議会、委員会も、9月もそうでしたけど、この交付金ももう申請していると、内示も受けてると、どうしても間に合わせたいんだよと。ですから、答申が出た協議会を無視してDB方式に変えたんでしょう。今までの発注、審議委員会がちゃんとこういうふうな入札をやってくださいという市長に答申出しとったけど、市長なのかだれなのかわかりませんが、このDB方式に変わったんですよ。変わった理由は、こういう交付金も活用して、工期も間に合わせてやりたいということだったんで、それは絶対条件じゃないですか。その絶対条件で我々に早く審議して、早く契約を承認してくださいって言う一方で、確認申請いつになるかわかりません。3月を目標にと言われても困るんですよ。そのためにDB方式をとったら、早く確認もとれて、早く工事にかかると。何か増嵩においてもそうやったじゃないですか。増額においても。ハイテンションボルトが足りないとか、東京オリンピックで資材労務費が高騰してるとか、いろいろ14億円上げたけれども、ちょうど中間取引な値段で落ちつきましたよね、結果的には。当初が23億円、37億円まで14億円上げたけども、ちょうど30億円ぐらいでおさまった。当初予算と増額した予算の中取りぐらいでうまいところおさまったんだけど、今度は実施設計において、間に合うのというのを聞いてるんですよ。ですから、再確認ですよ、本当に。今度受注するのはいいけど、設計が別なら言わないよ、設計も入ってるんで、確認申請必ず間に合いますかというの裏をとらないと、はい、31億円承認してくださいはないと思いますけど、その考えをもう一度お聞かせください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

繰り返しになりますけども、今回、実施設計と施工の契約を同時に結んで、今回の議決を得ればすぐ設計に入りたいと考えております。実施設計の契約期間が令和2年3月に今回設定しておりますので、当然事業者に対しても、そこまでに間に合わせるようにという契約になっておりますので、それに目指して事業を進めていきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14：07

再 開 14：15

委員会を再開いたします。

○小幡委員

ちょっと続けます。先ほど、契約条項の中にはないけども、デザインビルドである以上は、今度は、ここでいけばサンコービルドさんが設計やるんですね、実施設計を。その実施設計をするに当たって、どうしても建築をする場合は確認申請が要ります。年度内、3月いっぱいにはちゃんと確認が下りて、4月以降着工できるように、そこは強く担当者を指導してください。それが1点。なぜ今度市場を移転して、これを建てるかという目的は、執行部側も議会側も十分認識しております。その中で、考え方の相違なんだろうけども、ちゃんと条件を整えて着工する方法が1つ。今、執行部のやり方は、継続、仕事を進めながら、条件を聞きながらまとめていこうというやり方ですね。どちらかというとな後者のスタイルをとってますよね。これってちょっと危険なところがありまして、予算はあります。で、もうこれを承認します。でも実施設計の中で、いろんな要望もしくは設計変更があったときのお金に伴う、要は増額が発生した場合、それは認められるのですか。そこのところ考えをお示してください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

現段階では当然基本設計をベースにして事業者募集を行っております。それに伴って予算を受けさせていただいて、今回事業費圧縮をしておりますので、増額ということは考えておりません。

○小幡委員

増額がないと。基本増額なしにはできないということですよ、大切な税金ですから。それはわかりました。どうしても、軽微な増額はいいよ、仕様がちょっと変わったからというもの。ただし、大きな変更を伴う可能性があるとは私は考えてるんですよ。なぜそういうことを聞くかということ、市場側のほうから、これは11月28日に選定が終わって、決まりましたよね、11月28日。きょうに至るまで市場側等のコンセンサスもしくは打ち合わせ、協議は何度かされておりますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

継続して協議をさせていただいてる部分につきましては、主にやはり使用料のことでございます。使用料につきましては、今回の事業者決まる前の段階で、基本設計をベースに使用料を算出して、青果の会社、花きの会社、関連店舗、それから組合員さんのほうに使用料のご提示をさせていただいています。もう1点が、施設につきましては、基本設計段階において、当然これは市場関係者の意見を伺いながらしか施設の組み立てができませんので、その分については引き続き協議をさせていただいているところでございます。

○小幡委員

6月にこの案件提案されて、各委員会、各議員も検討しておりますが、事業計画をしっかりと出してくれと。40年間の事業ですよ。使用料は幾ら、想定ですよ、想定、あくまでも計画だから。これだけの使用料をいただきますと。これだけの投資に対して飯塚市がこれだけ負担しますと。使用者側にこれだけ負担していただきます。ただし40年間は、でこぼこはあるでしょうけども、皆さんが利用できる立派な施設ができると思います、でもいいんだよ。事業計画を出してください、早く。で、答弁を求めました。それに対しては、早い段階で議会に示しますと言いました。示さずに、承認だけを今得ようしてるじゃないですか。その辺はちょっと後手に回ってませんか。約束が違うんじゃないかと思えますけど、その見解をお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今委員ご指摘がございました部分につきましては、現在、市場関係者特に卸の会社になりますけども、まず基本設計をベースに使用料のご提示をさせていただいております。それに対しまして、今、市場関係のほうには経営見通しの作成依頼をしているところでございます。今回の事業費、圧縮された部分で、再度使用料をご提示させていただきたいというふうに考えております。それにあわせて、市としての運営見通しも作成したいと考えております。

○小幡委員

今の説明で百歩譲りましょう。今、きょうの段階で出てないからね。それはいつ事業者側から計画をいただいて、我々に示せる。工程的にはいつごろまでに考えられておりますか、お答えください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回の分につきましては、事業費圧縮については、まずは市が早急に使用料のご提示をさせていただきたいと考えております。卸の会社のほうから経営見通しを受けて、運営見通しをつくっていくわけなんですけども、一つの目安としましては、先ほど答弁させていただきました工事着手が4月以降になりますので、当然それまでには最低限でも議会のほうにはお示しいなというふうに考えております。

○小幡委員

一番近いところで3月議会ですかね。それぐらいをめどにという考えなんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

そのとおりでございます。

○小幡委員

その点約束ということでもよろしく申し上げます。事業者側も早く契約したい理由は聞いてお

ります。これを阻害するつもりはないんだけど、箱はつくった、入り手がいない。これは質疑でも我々同僚議員が言ってましたよね。つくったものの入り手が来ないと大変なことになると、それ承認した議会も何やってんだという話になるんで、やはり40年間見通しはちゃんとつくつと、やれますよというのを明確に示していただかないと着手できない。幾ら準備が整っても着手できないじゃないですか。最後になりますけど、先ほど実施設計に当たって、要は変更があったとしても、変更というのは利用者側、使用者側の意見を取り入れての変更があったときに、金額は上がらないと言いましたね。イコールこのまま行けということでしょうか。それとも、設計変更の余地があるんでしょうか。その点はどうでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

やはり、今基本設計ができている中での今後、実施設計に入ったときに協議になると思います。ただ施設を使う方々はやはり市場関係者の方々になりますので、そこについては当然ご意見を伺いたいというふうに考えております。その中で、今の基本設計から実施設計に反映できる部分は何なのかというようなことは、お互い専門的な設計屋さんを入れた中で協議させていただきたいというふうに考えております。

○小幡委員

もちろんその考えでいってほしいんだけど、なぜ聞くかということ、市場関係者の方から、今の我々に示してある平面図じゃ到底利用できないという意見があるのは事実なんです。そこで、お尋ねしますが、市場側から要請書という正式に出ておりますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

要請書は出ております。

○小幡委員

その要請書を資料要求したいんですけども、委員長のほうで諮ってください。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま小幡委員から要求がっております資料は提出できますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

資料はご提示できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 14：25

再 開 14：30

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今お配りさせていただいた資料についてご説明いたします。飯塚市長あてに飯塚市の卸の会社でありますファーマインド新筑豊青果株式会社から要請書が出ております。内容につきましては、ちょっと部分的にご説明したいと考えております。基本設計が終わった後で、新筑豊青果株式会社のほうから要請書が出ている内容につきましては、昨今の市場環境を取り巻く環境は非常に変わってるといようなことで、それに伴う施設の内容につきまして、会社として検討している内容が書かれております。その部分については、1ページ目が環境が昨今になって非常に急激に変わっていると。2ページにつきましては、環境変化に伴う施設の内容を新筑豊青果さんのほうで検討しているというような内容が①から④で書かれております。最終的に要請内容につきましては、最後の2行になりますけども、方策実現に向けて、新筑豊青果さんと市とで、



今後、今回実施設計事業者が決まれば、その間で設計内容の折り合い点を協議する機会を設けてくださいというふうなことでございます。②についても、あわせて解決が難しい局面においては、市とファーマインド新筑豊青果さんと協議を行いましょうというふうな機会の要請がっております。当然、市としましては、今回の基本設計の中と今回要請のあつての実施設計の内容につきましては、事業者さん、専門的な見地がかなり出てきますので、お互い協議しながらやっていきたいなというふうに考えております。

○小幡委員

ありがとうございます。今配付していただいた要請書、2ページ目にありますね。これは最後に、飯塚市長におかれましては、上記背景をうんぬんと。要は市長、お願いしますねということですよ。目の前に市長おられますけども、市長、この要請書に対してはどのようなお考えかお聞かせ願います。

○市長

実際、公設公営で設置をするという方針を市として決めておりまして、また青果市場、そして花きの市場、これは市としても、市民の消費生活にとって極めて重要なものであるという認識の上に立って、そのことを決定し、また議会にも了承いただいて進めてまいりました。先ほどの質疑で、ご指摘のとおり、実際にスタートしたはいいが、長く続けていただかないといけないし、また、わかりやすい言葉で言えば、商売繁盛の状態を維持していただくことも当然必要になってくるわけでございますので、今回要望が出ている分を基本設計をして、今から実施設計にどれだけ変更できるかということについては、正直言いまして私も教育長時代に学校建設で随分現場の声を聞きながら、変更できる部分とできない部分ということにずっと経験してまいりましたので、これを見ただけでも、これは難しいかもしれないという内容も当然のことながらありますが、その分については、どこまで市がするのか。どこからは民間の方がなさるのか、それも含めた形で、お互いにどこまでできるか、どこまですべきかということもあわせて、今後協議していく必要がありますが、ともかく、双方とも地域の活性化、そして長続き、次の時代にも対応できる、そんな観点から関係者の皆さんとしっかりと話を進めていきながら、対応していきたいと思っております。

○小幡委員

どうもありがとうございます。ということは基本的な要請に対しては市長は前向きな考えであるということは理解できます。ただし、できるものとできないものがある。当然のことだと思いますが、気持ちはわかるんですが、実務的に1月、2月、3月、この間で実施設計を上げて、確認申請まで取ると考えた場合、協議は持ちましょう。でも、その協議した内容を反映できて、実施設計つくり上げて確認申請までも、3月まで協議ならいいよ。確認申請はまだその後であるならいいんだけど、実務的に難しいんじゃないかと思うんですよ。言葉は簡単だけど、現実の日数的なものを考えると。だから、本来はここまでの詰めが甘かったとしか評価できないですよ。承認はしますよ、承認は。でも、これは約束最低守っていただきますよ。でも本当にできるかどうかというのがクエスチョンマークなんです。1、2、3カ月、その点できます。どういう考えか、ちゃんとお考えをお示してください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回の要請書をいただきまして、当然、実施設計というか、技術的なお話になります。最大限できる範囲としましては、ファーマインド新筑豊青果株式会社のほうがどのような考えを持っているのか、早急にお示しいただくように、今お話をしているところでございます。それにつきましては、まずはその技術的な話が協議できるものを早めにいただきたいというふうに考えております。

○小幡委員

それはわかるんだよ。早くもらわないと、早く打ち合わせないと間に合わないと言ってるん

だから。だから、徹夜してでもやろうという意気込みがあるのかということを知っているんですね。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

あります。

○小幡委員

最後は、飯塚市長と株式会社ファーマインドさんの代表者の間でトップ会談をちゃんとやってほしいという、協議する機会を設けてほしいという要請ですね。これは市長はやぶさかじゃないということなんでしょう。市長、ひとことお願いします。

○市長

最初の段階でするほうがいいのか、幾らかの見通しが立つぐらいの段階でするのがいいのかは別にして、3月までに一度はお会いして、それぞれ一生懸命やっついていこうというところの共通の意思の確認はしたいと思ってますので、お会いしたいと私は思ってます。

○小幡委員

そのところは、もう市長の最後の政治判断でしょうから、先ほど冒頭述べましたけど、何のためにつくるのかということも執行部側も議会側も認識した上で、ぜひ工程に間に合うようにやるということですから、それは議会との約束ですよね。それをしっかりと守っていただいて、最終的な審議に入りたいと思います。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第177号 契約の締結（飯塚市新地方卸売市場整備工事）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「令和元年度飯塚市職員採用試験（10月実施）第3次試験実施状況について」、報告を求めます。

○人事課長

令和元年度飯塚市職員採用試験（10月実施）第3次試験実施状況について、ご報告いたします。

ご提出しております資料をお願いいたします。試験区分のとおり、行政事務（初級）及び行政事務（身体障がい者）対象について実施し、全体で3名の採用予定者数に対しまして、30名の応募があり、第1次試験を10月20日、日曜日、第2次試験を11月16日、土曜日に実施した結果、7名を第2次試験の合格者といたしております。また、第3次試験を12月15日、日曜日に実施し、全体で6名が受験いたしております。今後のスケジュールでございますが、最終合格者を12月20日、金曜日に発表することとしております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ください。

次に、「土地明渡等請求事件の終了について」、報告を求めます。

○財産活用課長

飯塚市が嘉飯山砂利建設株式会社に対し、飯塚市平恒地内で貸し付けた市有地を大幅に超えて占用したことについての土地の明け渡しと損害金の支払いについて請求するため、平成28年4月に議会の承認を得まして提起いたしました土地明渡等請求事件の終了について報告いたします。

7月と9月の総務委員会においても報告しましたとおり、被告側、嘉飯山砂利建設株式会社が破産手続きを開始し、弁論準備と債権者集会が行われてきました。

11月18日の債権者集会では、破産管財人より一般債権者に対する配当を行うだけの財団が確保できないことから、破産手続きを廃止するとの説明があり、裁判所もこれを認め、廃止が決定いたしました。

この結果、飯塚市が提起した損害金請求の本訴事件につきましては、原告側飯塚市が勝訴しても、被告側嘉飯山砂利建設株式会社に損害金などの支払い能力がないため、損害金の支払い及び訴訟による判決の確定ができないまま終了することとなりました。

反訴につきましては、9月の総務委員会で報告しましたとおり、すでに取り下げられておりますので、本件土地明渡等請求事件につきましては、本訴と反訴の全ての訴訟手続きが終了しました。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩します。

休 憩 14 : 43

再 開 15 : 03

委員会を再開いたします。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。